

平成28年第2回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成28年6月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山英彦	君
農 業 委 員 会	会 長	薄井近一	君
総 務 課	長	清水一男	君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一	君
税 務 課	長	石川篤	君
住 民 課	長	岡野寛之	君
福 祉 課	長	石田通夫	君
子 育 て 支 援 課	長	大野敏明	君
保 健 福 祉 セ ン タ ー	所 長	秋山幸子	君
環 境 対 策 課	長	大津善男	君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治	君
経 済 課	長	大越直樹	君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一	君
会 計 課	長	菅田哲夫	君
学 校 教 育 課	長	寺田寛	君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	矢 口 敬 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成28年6月9日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

- 議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- これより議事日程に入ります。

- 
- 議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。
- 通告順に質問を許します。
- 1番通告者、9番今井利和議員。

〔9番今井利和君登壇〕

- 9番（今井利和君） 1番通告、今井が質問させてもらいます。
- 地方創生、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。
- 一つ、全国で、毎年約25万人の人口が減少している。とりわけ地方での人口減少が目立つ、東京都や神奈川県などの首都圏では人口がふえるといっても、それは地方からの若者の流入によるところが大きい。地方に雇用が不足していたり、あるいは進学したい大学などがなかったりすることで次代を担う若者を失っている。東京圏が次世代の再生産にふさわしい環境を提供しているかという、そこも課題である。

東京都の合計特殊出生率は、47都道府県の中で最も低く、地方から流入した若者が結婚して子供を持つことが難しい状況にある。次世代の再生産を難しくしている。東京圏にあ

っては、結婚、出産そして育児と就業の両立支援の先頭を走る政策を展開していくことであり、地方にあっては、若者の人口流出を防ぐ魅力がある地方づくりを進めることが大事である。

茨城県の5月5日現在の統計によると、県内の子供、ゼロ歳から14歳の人口は37万1,708人、総人口に占める割合は12.8%といずれも過去最低を記録した。人口及び割合の推移では、子供の人口が最も多かったのは1950年の74万7,393人、人口が最も高かったのは1935年の38.9%、1960年まで、全体の3人に1人以上は子供だったが、出生率が減り、70年には4人に1人程度となった。第2次ベビーブームの影響でややふえたが、80年から減少に転じた。県内の子供の割合は、昨年10月1日現在12.7%で全国23位、1位は沖縄県で17.4%。少子化防止のため、利根町活性化のため、利根町では、子育て応援手当を22年度より支給し、第2子50万、第3子100万円を15歳までの分割で合計214人に支給しているが、その成果はあったのだろうか、お聞きします。利根町では、茨城県内の他の市町村と比べて子供の減少率と今後の見通しは。二つ、財政難の折、安心して子供の子育てができるまちづくりがかけ声倒れで終わらないために、切れ目のない支援が必要です。いかがお考えですか。

次に、2番、医療費の無料についてお聞きします。

出生の日から中学3年生まで、所得制限なしで医療費を助成していますが、親として、大変経済的に助かっていると聞きます。そこでお聞きします。

一つ、高校生までの医療費無料、助成の検討をしているようですが、いつごろになるのか、また予算は。二つ目、保護者の疾病などにより入院された場合の対応はどのようにしているのか。親戚が近辺にいなかった場合、今までどのようにしていたのか。幼児、母子家庭などについてもお答えください。

次に、三つ、新小学校1年生ランドセルの贈呈、第3子からの給食費無料、第2子以降の保育料減免についてお聞きします。

一つ、茨城県内の自治体では七、八市などがランドセルを贈呈しています。日立市教育委員会では40年以上続けているので、市内ではこのランドセルが定着しているとのこと。利根町では、ことしで2年目、その数を教えてください。また、反響はあるのか。二つ目、給食費無料について何人ですか。三つ目、保育料減免については何人ですか。教育長、お答えください。

次に、4番、空き家子育て活用促進奨励金についてお聞きします。

中学生以下の子供がいる世帯等、資格対象となる世帯に初期投資費用として20万円を助成、新築マイホームなどは30万から50万とありますが、資格対象と助成した件数は何件ですか、お聞きします。

次に、5番、児童数の推移について。

平成23年から27年までの子供の数で、ゼロ歳から2歳が減少しているが、町はどのよう

な対応をするのか。また、減少を防ぐためのよいアイデアなどがあったらお聞かせください。

次に、6番、婚活パーティー in 利根についてお聞きします。

政府は、少子化対策のため、結婚を希望する若者らの婚活の支援を本格化させるために、成功事例を紹介して、全国フォーラムを東京都永田町で開催するのを手始めに、全国各地でも地方版フォーラムを順次開催する。全国フォーラムには、街コンを主催する全国の自治体や非営利組織、NPO、商工会議所などの関係者、大学教授などの有識者の計130人が参加して開催された。カップル誕生の成功の秘訣や課題などを発表し、互いに参考にしてもらい、地方でもノウハウの共有を図るのが狙いだ。政府がニッポン一億総活躍プランにも婚活支援の推進を盛り込み、自治体への交付金制度に充てると聞いております。

お聞きします。一つ、今年度も婚活パーティーを開催するとのことですが、今年度は少なくとも三、四回開催してはいかがですか。商工会、社協、老人クラブの人たちの協力を得て、婚活パーティー（出会いサポート）を開催しては。また、近隣市町との協力などもお聞かせください。

二つ目、お聞きします。一億総活躍プランの交付金制度の活用はいかがですか。

七つ目、消費税率10%の引き上げが再延期されました。再延期で、子育て支援などの財源は確保できなくなるのではと不安です。お聞きします、いかがですか。

次に、8番、9番は自席で質問します。

○議長（井原正光君） 今井利和議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、今井議員のご質問にお答えをいたします。

新1年生ランドセルの贈呈及び給食費の無料については、後ほど教育長のほうから答弁させます。

茨城県内の他市町村と比べて、子供の減少率と今後の見通しは、とのご質問でございますが、子供の減少率という統計データはございませんので、利根町における15歳未満の年少人口率で、各年10月1日現在の数値で比較いたしますと、平成25年9.9%、平成26年9.6%で、0.3ポイント減少しております。県内の市町村では、年少人口率の最も割合が高い東海村では、平成25年16.6%、平成26年16.3%と0.3ポイントの減少。また、年少人口率の最も低い大子町では、平成25年8.8%、平成26年8.6%と0.2ポイント減少しており、県内全体として減少をしているという状況でございます。

今後の見通しということでございますが、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業効果により、人口減少の緩和につなげたいと考えているところでございます。

安心して子育てできるまちづくりのための切れ目のない支援のご質問でございますが、安心して子育てのできるまちづくりのためには、子育て応援手当を継続していくことを初

めとして、そのほか多くの切れ目のない支援策を継続していくことが重要であると認識をしております。また、その財源の確保としまして、国の多くの子育て支援施策を取り込みながら、地域づくり特別対策事業基金や地方消費税交付金の一部を充当し、切れ目がない支援を行っていきたいと考えております。

高校生までの医療費の無料化などについてということですが、現在、小児の医療費助成につきましては、今井議員ご承知のとおり、出生の日から中学3年生まで、茨城県のマル福制度と町独自のマル福制度の2本立てで、入院、外来とも医療費の助成で無料化を行い、子育て世代に対する経済的支援を図っているところでございます。

子育て環境の整備につきましては、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとことん子育て応援“TONE”プロジェクトで位置づけておりますように、町の重点施策として、さらなる子育てしやすいまちづくりに向け、平成29年4月から医療費の助成を、現行の中学3年生から高校生まで拡大し、出生の日から高校生相当年齢まで医療費の助成、無料化を行って、さらなる子育て世代に対する経済的支援を図ってまいりたいと考えております。

また、予算とのご質問でございますが、今、考えております予算額は、平成27年度の特例小児医療給付費で助成した中学生年齢の医療費を算出の基礎として考えているところでございます。平成27年度の中学生の医療費の助成は約380万ほどありますが、高校生になりますと医療機関を受診する機会が下がる傾向にありますので、これより若干は下がるものと予想しております。したがって、予算計上に当たりましては、実施市町村の受診率や実績等も参考にしながら、その辺を見きわめ、改めて精査していきたいと考えております。

次の、保護者の疾病などにより入院された場合の対応はどのようにしているのか、親戚が近辺にいなかった場合、今までどのようにしていたのかというご質問でございますが、過去において、保護者の疾病などにより入院された場合はあろうと思いますが、ここ数年では、役場に相談いただいたことはございません。ご親戚の方に相談されて援助を求めたり、また、友人や民生委員の方やご近所の方々のご協力を受けたりして対応されてこられたと、そのように考えております。

ひとり親で全くご親戚がいらっしゃらない場合の対応が問題となってまいりますが、そのような場合には、養育者がいないということで、児童相談所が実施する一時保護の対象となり、お子さんをお預かりできる制度がございます。町からの送致、児童相談所での受理会議や調査が必要となりますので、迅速な対応ができるよう、ご心配の方は一度役場にご相談しておいていただきますと助かると思います。

また、緊急の場合に備え、町が施設と一時預かりについての契約を結んでおくという対応も今後必要となってくるとお考えですので、今後検討していきたいと、そのように考えております。

保育料減免については、何人ですかのご質問ですが、減免人数についてお答えをする

前に、保育料は、現在、利用者負担額と言っておりますが、その減免制度の内容について、ご説明をいたします。

平成27年度においても、ひとり親等の世帯や多子世帯に対する利用者負担額の軽減が図られていましたが、平成28年度は、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みがなされ、年収約360万円未満相当の世帯を対象に、新たな軽減措置が図られました。ひとり親等世帯については負担軽減措置を拡大して、第1子については現行の半額、第2子については無償化することになり、多子世帯については、従来の多子軽減における多子計算の算定の対象となる範囲の見直しを行い、年齢の上限を撤廃いたしました。

減免の内容についてご説明しますと、まず、生活保護世帯は無料としております。次に、ひとり親等の世帯に対しては、利用者負担額の階層区分において、第2階層の判定なら免除とし、第3階層及び第4階層のうち、所得割課税額が7万7,101円未満の世帯であれば、第1子を半額、第2子を無料としております。このひとり親世帯等には、在宅障害者がいる世帯等も含んでおります。

次に、多子世帯におきましては、多子計算の算定となるお子さんの範囲を限定し、教育認定子どもの場合では、年少から小学校3年生までの範囲内で、保育認定子どもの場合では小学校就学前の範囲内で、お子さんが2人以上在園している場合に、第2子を半額、第3子以降のお子さんについては無料としております。ここで、年収約360万円未満相当の世帯については、この第1子、第2子をカウントする年齢の上限を撤廃し、対象となるお子さんが拡大されております。

このように、利用者負担額の減免の制度が拡充されており、その世帯の状況により、さまざまな減免が適用されており、より細やかな対応をしております。

では、平成28年4月1日現在の利用者負担額を減免された方の人数についてお答えをいたします。先ほども申しあげましたとおり、階層については第1から第8の階層までございます。全部の階層15に分かれるのですが、8階層で15に分類されるのですが、その合計が154人について減免をしております。

空き家子育て活用促進奨励金20万円助成の資格対象と助成件数でございますが、助成の資格対象者は、転入日前5年以上町外の住民であった方で、空き家バンクに登録された物件を購入または賃借して町外から転入し、当該空き家に5年以上居住、中学生以下のお子さんと同居、申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市区町村民税等の滞納がない、自治会等に加入しているといった、全ての条件を満たすことが資格対象でございます。また、助成件数につきましては、平成23年度から平成27年度までで7件でございます。

平成23年度から平成27年度の児童数で、ゼロ歳から2歳が減少しているが、町の対応と減少を防ぐためのアイデアとのご質問でございますが、利根町住民基本台帳により、27年度から過去5年間の毎年4月1日現在のデータを見ますと、毎年減少傾向が続いております。減少を一気にとめる特効薬的アイデアはなかなか難しいと存じますが、医療費の無料

化や子育て応援手当、保育料の減免など、きめ細やかな対応を続けていきながら、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

婚活パーティーの開催数を年三、四回にふやしてはどうか。また、商工会等の団体や近隣市町との協力は、とのご質問でございますが、婚活パーティーは、職員の手づくりで行っているイベントであり、参加者の募集や準備など、昨年度も大変苦勞した経緯がございます。今年度も1回のみ開催を予定しております。

昨年の婚活パーティーは、吉本興業のお笑い芸人の司会や6組のカップル誕生など、参加者からの評判もよく、大変盛り上がったこともございますので、今年度も前回の内容に少し変化を加える程度で実施したいと考えております。また、商工会等の団体や近隣市町との協力につきましては、参加者募集の面で協力していただければと考えております。

一億総活躍プランの交付金制度の活用についてとのご質問ですが、ことしの3月に、厚生労働省より発表されました一億総活躍社会の実現に向けた取り組みについての中には、国で示している新3本の矢がございます。そのうちの新第2の矢といたしまして、夢を紡ぐ子育て支援とあり、項目の中に、結婚支援の充実とございます。国の今後の方向性としましては、地域の結婚支援を強化するため、結婚支援の先進地モデルを創出し、まずは未婚率の高い地域等において重点的に進めた後に全国に展開するとして、現時点では、補助金制度の内容が決定されておられません。今後は、国の動向に注視し、活用できる交付金制度につきましては活用してまいりたいと考えております。

消費税10%への引き上げが延期された場合の子育て支援策に充てる財源確保について。

政府は、来年4月1日から消費税を引き上げ、10%にするとしておりましたが、その実施につきましては延期となりました。現在の8%における財源において、政府は子育て支援の施策において、保育所等における待機児童の解消を重点施策としており、27年度から施行の子ども・子育て支援法による新制度で、保育所だけではなく認定こども園等での保育を実施できるように仕組みを改め、また、保育士賃金のベースアップについても給付費の上乗せを行っております。

利根町において、現在、保育所等の待機児童はおりませんので、新たな対策事業を行う必要はありません。現制度内容の継続により対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、今井議員のご質問にお答えいたします。

2年目となるランドセル贈呈事業の利根町での実績数やその反響はとのご質問でございますが、2年目となる平成27年度は113名の児童に贈呈しております。なお、ランドセル事業の反響につきましては、大勢の保護者の方から、うれしいとか、ありがたいなど、大変好評なご意見を多くいただいております。

次に、第3子からの給食費無料。利根町では、平成26年度から保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、少子化対策の推進を目的として、3人目以降のお子さんの給食費無償化事業を実施しております。給食費を助成している世帯数ですが、平成27年度末現在では32世帯で、児童数は34名でございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） どうもありがとうございました。

引き続き、8番、9番ですが、建物の件なので、8番と9番と一緒に、一括で質問させていただきます。

8番、子育て世代専用の町営住宅について。

長野県下條村では、4階建ての子育て世代専用の村営住宅が建てられました。2LDKの間取りに2台分の駐車場つきで毎月の家賃3万4,000円。今まで住んでいた都心に比べ、広さは倍で家賃は半額以下です。この村の出生率は2.03人で全国平均の1.42をはるかに上回ります。

お聞きします。子育て世代専用の町営住宅についての考えは。

次に、9番、地方創生CCRCについてお聞きします。

政府は、高齢者の都会から地方への移住を支援する方針を打ち出しています。健康なうちに地方に移り住んでもらい、退職後の第二の人生を楽しめるようにするといったものです。高齢者住宅の建設や運営費を補助するほか、移り住んだ場合の助成金の拡充を検討している。地方創生特区の指定も視野に入れている。地方へ的高齢者移住を支援することで、地方の活性化を図ろうというような狙い。継続介護つき高齢者居住コミュニティ、CCRCをどのように捉えていますか。近い将来、介護士が約40%不足と言われていています。介護士確保のことを含めて、その思いをお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

子育て世代専用の町営住宅の建設についてとのご質問でございますが、利根町において、現段階では、土地の確保や建設費、維持管理の問題を考えますと、なかなか難しいところでございます。それよりも、空き家問題の対応と合わせながら、現施策である空き家活用促進事業や新築マイホーム取得助成事業を活用していただくことに重点を置き、事業を進めていきたいと考えております。

町外にお住まいの方は、このような情報についてご存じないと思われまので、今年度、企画財政課にシティプロモーション係を設置しましたので、より一層のPRに努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

継続介護つき高齢者居住、CCRCについて、どのように捉えていますかとのご質問でございますが、日本版CCRCの構想では、入居する高齢者像について、従来の高齢者向



け施設、住宅とは大きく異なっております。従来の高齢者施設は、要介護状態になってからの入所、入居が通例であるのに対し、日本版ＣＣＲＣの構想では、高齢者は、健康な段階から入居し、できる限り健康長寿を目指すことを基本としております。地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、高齢者の地方移住の促進や就労、社会参加の促進等、多岐にわたる効果が期待されると言われております。しかし、事業実施までのプロセスとして、まず事業主体をどうするのか。住まいやまちづくりをどうするのか。楽しむ、働く、学ぶなどの環境づくり、医療や介護ケアなど、さまざまな検討事項がございます。

いずれにしても、継続介護つき高齢者住宅ＣＣＲＣ構想につきましては、移住の一案となるものがございますので、今後、注目していかなければならないと思っております。

また、近い将来、介護士が約40%不足すると言われております。介護士確保のことを含めて、その思いをお聞かせくださいとのご質問にお答えいたします。

介護士不足も含め、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題に対応するべく、平成27年4月より介護保険制度が改正されております。これは、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目的としたものであります。これに伴い、自助・互助・共助・公助を基本とし、本町の特性や実情に応じて構築する地域包括ケアシステムの基礎となる総合事業を、平成28年1月より開始しております。具体的には、介護の必要度が比較的低いとされる要支援認定者の通所介護及び訪問介護が介護保険の予防給付から地域支援事業へ移行しております。

また、この総合事業を開始するに当たり、平成27年9月には、各種ボランティア、老人クラブ、地域自治会、介護事業所、町議会等のご協力により構成されております介護予防、サービス、地域づくりの三つの専門会を設置し、地域の支え合い体制づくりを進めているところでございます。

これにより、今後、高齢者の見守りや居場所づくりなど、より充実させ、自分でできることは自分で行う自助、これを原則に、公的サービスに頼る前に地域の互助の推進、その上で共助、それでも対応できない場合には公助という考えのもと、介護士による専門のサービスが必要な方には、十分なサービスが提供できる体制を整え、介護士の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

次に、大きな2番で、新オレンジプラン認知症高齢者支援施策の推進についてお聞きします。

平成27年1月に、認知症施策推進関係閣僚会合が開催されました。認知症施策推進に基

づき、関係省庁が一丸となって認知症施策に取り組んでいくことが確認された。団塊の世代が75歳以上となる37年を目指し、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、七つの柱に沿って認知症施策を総合的に推進していく。29年度末等を当面の目標年度とし、施策ごとの具体的な数値目標などを定めたとされています。

一つ、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進。二つ、認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護等の提供。三つ、若年性認知症施策の強化。四つ、認知症の人の介護者への支援。五つ、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進。六つ、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進。七つ、認知症の人やその家族の視点の重視、と七つの柱に沿って、施策を推進することとしています。お聞きします。

一つ、ボランティア活動をしている人たちに、全体について内容説明などをしたことがありますか。

二つ目、1から7までのボランティアの方が活動できる範囲と対応できる範囲内の説明をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 新オレンジプラン認知症高齢者支援施策の推進についてのご質問にお答えをいたします。

今井議員ご質問のとおり、現在、厚生労働省では、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランと言っておりますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年を見据えて、認知症の人の意思が尊重され、できるだけ住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを目的に、関係府省庁と共同で策定をいたしました。これは平成27年1月27日です。

この計画は、ご質問にもありますように七つの柱で構成されております。そして、その柱に沿った施策を推進していくこととされております。

ボランティアで活動している人たちに、全体について内容説明などをしたことがありますかとのご質問でございますが、本町としては、1番目の柱として、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進の取り組みとして、地域や職域で認知症サポーターの養成講座の開催に取り組んでおります。この講座は、認知症の人を見守っていくために、認知症がどのような病気なのか。また、認知症の人に対応する場合の方法などを学んでいただくもので、平成28年度末の認知症サポーター数は1,385人となっております。平成28年度の利根町区長会総会においても、認知症サポーター養成講座についてお知らせをいたしました。ことし6月に2地区の開催が決定しております。このように、平成28年度も、認知症サポーター養成講座を開催して、認知症を正しく理解をしていただくように進めていく予定でございます。

認知症施策総合戦略の七つの柱の中で、ボランティアの方が活動できる範囲と対応でき

る範囲内の説明ということでございますが、1番目の認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進では、認知症サポーター養成講座に参加していただいて、認知症について正しい理解を深めていただくことでございます。

2番目の認知症の容態に応じた適時、適切な医療介護等の提供では、認知症の発症予防として、住民主体の運営による集いの場など、地域の実情に応じた取り組みを推進していただくことでございます。現在も、社会福祉協議会が窓口になり、地区の集会所などで集いの場を10カ所開催されております。そのほか、自治会等の開催による集いの場も開催されております。また、本町としては、昨年9月に協議体会議を設置して、集いの場などの生活支援等サービスを住民主体で開催していくために、さまざまな検討をしているところでございます。

3番目の若年認知症施策の強化では、若年認知症と診断された人に対して、居場所づくりとして、さまざまな分野にわたる支援が必要とされていることから、ボランティアの方には集いの場の開催などご協力いただければと思っております。

4番目の認知症の人の介護者への支援としては、認知症の人や家族が地域の人との情報の共有やお互いを理解し合う集いの場として認知症カフェがあります。本町では、昨年7月に、利根町国保診療所の施設を利用して、ボランティアの皆さんが月1回開催しております。毎回、大勢の皆さんが参加されているということを知っております。

5番目の認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進では、まず高齢者の安全の確保として、ボランティアの方には、地域で見守りにご協力をいただきたいと思っております。生活の支援としては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することから、買い物、掃除などの家事の生活支援等サービスについて、協議体会議において、住民主体で行う場合の取り組みの方法や取り組みの内容等に、さまざまな検討をしているところでもございます。

6番目については、専門的な機関による取り組みになると思えます。

7番目については、今までは、認知症の人を支える側の視点に偏りがちでありましたが、認知症の人のニーズを把握、生きがい支援など、その家族も含めた施策を行っていくもので、ボランティアの皆さんには、それぞれの立場で見守りを行う場合や集いの場の開催の際には、認知症の人や家族の視点を取り入れた取り組みをしていただくことになると考えております。

本町といたしましては、認知症施策推進総合戦略の推進のためのボランティアの皆さんの主体的な活動を今後も支援していきたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

私も、認知症カフェ、オレンジと言いますが、ここへ毎月1回お邪魔しているのですが、月に1回では、認知症予防のための開催では少し物足りないと思いますので、

そこでお聞きします。

データでの高齢者は、文が243人、布川3,047人、文間646人、東文間507人、四季の丘184人という状況です。ひとり暮らし高齢者は平成27年が507人となっています。ひとり暮らし高齢者が年々ふえているとのこと。地域の高齢者を全町一丸となって支えていく体制づくりに地域包括ケアの体制づくりが求められています。高齢化が進展していく中で、高齢者を支援する取り組みもより一層重要となります。利根町地域福祉計画では、高齢者に対する目配り、気配り、心配りを最後にうたっているわけですから、高齢者の談話場所、運動する場所など、空き家を利用した場所が各地区、ニュータウン、フレッシュ、羽根野台、早尾台の自治会館、または集会所などにみんなが集まる場所をつくってもいいのではないかと思います。その点、お伺いします。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

高齢者が談話する場所、空き家などを活用してつくってもよいのではとのことですが、本町といたしましては、昨年9月に、生活支援体制整備事業の取り組みとして、23名の委員で構成される協議体会議を設置して、現在、地域で行われ、住民の皆様が主体的に行っていただく、さまざまな生活支援等、サービスについて協議をしているところでございます。今までの全体会議2回、部会を6回開催してございます。

議員がご質問の、地域での通いの場などについても、開催についての基準、月当たりの開催日数、参加人数、取り組み方法、開催場所などについて協議を行っているところでもございます。

今回、改正されました介護保険制度の中に、一般介護予防事業、地域介護予防活動支援事業として、地域住民が主体的に行う介護予防活動支援や、介護予防活動を支援するボランティアの育成などを行うことができることになっておりますので、協議体会議の中で協議していただきまして、一定の基準を定めて、生活支援等サービスとして進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） なお一層の努力をお願いします。

最後に、町の人口が減少する中、町が進める子育て世代を中心とした移住、定住策のPR活動に取り組み、町の魅力を発信するシティプロモーションマネージャーに大いに期待するものです。これで質問をおわります。

○議長（井原正光君） 今井利和議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、1番石井公一郎議員。

〔1番石井公一郎君登壇〕

○1番（石井公一郎君） こんにちは。2番通告、石井公一郎です。

農業委員会の薄井会長さんに出席をいただきまして、まことにありがとうございます。  
通告順に従いまして質問いたします。

耕作放棄地の増税について。

国は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の発行に備え、耕作放棄地を含む農地の集約、大規模化などで農業の競争力強化を図る考えであります。

平成29年度の増税対象は、平成29年1月時点の勧告状況で決まります。改正地方税法が3月末に成立、各市町村に設置された農業委員会が、耕作も貸し付けもされないと判断した農地の固定資産税が1.8倍に引き上げられることになりました。耕作放棄地保有の負担をふやすことで、貸し付けなどの有効活用を促すことが増税の目的、有効活用が難しい農地などを除き集約に適しているのに放置されている土地に絞る狙いがあります。

農業委員会が所有者に対し、土地利用権の移転について農地中間管理機構（農地バンク）と協議するよう勧告した場合が対象であります。農業委員会は、勧告等をどのように進めていくのか、また耕作放棄地とはどのような土地をいうのか、お伺いいたします。

あとは自席で行います。

○議長（井原正光君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

薄井農業委員会会長。

〔農業委員会会長薄井近一君登壇〕

○農業委員会会長（薄井近一君） それでは、石井議員の質問にお答えいたします。

改正農地法に基づく遊休農地に関する措置、概要は、農業委員会が毎年1回、農地利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施し、意向どおり取り組みを行わない場合に、農業委員会は、農地中間管理機構との協議の勧告をするものです。

課税の強化対象となる遊休農地は、農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となり、この協議勧告が行われるのは農地中間管理機構への貸し付けの意思を表明せず、みずから耕作再開も行わない等の遊休農地を放置している場合に限定されます。

また、耕作放棄地の定義にご質問ですが、耕作放棄地は、農林業センサスにおいて、以前耕地であったもので、過去1年以上作付せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地と定義されている統計上の名称となります。

石井議員の言われる課税強化対象の農地は、遊休農地と申しまして、1番目に、1年以上も耕作目的に供されておらず、かつ、今後耕作される見込みがない農地。2番目に周辺

農地とも比較して、利用の程度が著しく劣っている農地。この二つをあわせて遊休農地と呼んでおります。

以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ありがとうございます。

文地区、布川地区、文間地区、東文間地区の耕作放棄地は、どのくらいの面積がありますか。また、農地は、固定資産税の算定基準となる評価額が低く、増税による負担増も限られます。このため、どこまで放棄地解消を促す効果については、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 薄井農業委員会会長。

○農業委員会会長（薄井近一君） お答えします。

文、布川、文間、東文間の耕作放棄地、遊休農地は、どのくらいかとのことですが、それでは2番目の質問にお答えいたします。

文、布川、文間、東文間それぞれの遊休農地の面積ですが、文地区、田んぼ13万6,754平米、畑が5万1,064平米、合計18万7,818平米です。布川地区、田んぼが2万7,734平米、畑が1万8,262平米、合計4万5,996平米です。文間地区、田んぼ3万862平米、畑が2万9,415.98平米、合計6万277.98平米です。東文間地区、田んぼが8,501.98平米、畑が1万6,906平米、合計で2万5,407.98平米です。町全体では、田んぼ20万3,851.98平米、畑が11万5,647.98平米、合計でもって田・畑合わせて31万9,499.96平米、以上です。

3番目の耕作放棄地遊休の解消を促す効果について、それではお答えいたします。

先ほどもご説明申し上げましたが、農地中間管理機構に貸し出す意思表示があった場合には、借り受け基準に適合する、しないにかかわらず課税強化の対象とはなりませんので、石井議員のご指摘のとおり、増税による負担増を行っても遊休農地解消の根本的な解決にはならないと考えております。

また、基盤整備事業などにより、担い手が耕作しやすい圃場、環境を整えることが先決だと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） それでは、今までの31万平米の耕作放棄地があるということでありまして、本当にそれを大規模な、そのような耕作できるような方向にいけばいいなというように思っております。

それに、農業を取り巻く環境は、高齢化、後継者不足、米価の低迷など、非常に厳しい状況にあると思います。農業機械が壊れたら農業をやめるという声をよく聞きます。これからの利根町の農業はどうあるべきと考えておりますか、お尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 薄井農業委員会会長。

○農業委員会会長（薄井近一君） 今後の農業のあり方について、石井議員の質問にお答

えいたします。

今後の農業のあり方が、当町に限らず日本全体が農業従事者の高齢化や担い手不足に悩まされている状況の中、まず行われなければならないのは、先ほども申し上げましたが、圃場整備であります。圃場整備することによる地域の担い手の利用集積、集約化が見込まれ、よって、遊休農地も減少していくものと思われまます。また、担い手が少ない地域については、ひと・農地プランの設定、農地利用最適化推進委員が話し合いも加わるなどして、地域の担い手の発掘、それに努めたいと考えております。

農地所有適格法人の拡充や法人による6次産業化の推進などによって、もうかる農業、魅力ある農業の実現を目指していきたいと考えております。

ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） どうもありがとうございました。

農業委員会の薄井会長を中心に、町農業がより活性化されますよう期待をしております。本日はありがとうございました。

次に、税務課は、農業委員会の勧告に基づいて、農地の固定資産税を1.8倍にする。税務課は、この農地の現地調査を実施するのでしょうか。また、1.8倍で課税した場合、町全体で、今言われたように31万ですか、全体で見込んで幾らくらいの増税になりますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

まず、現地調査の実施につきましては、賦課期日現在における固定資産税の現況に基づいて評価される価格を基礎として課税されるべきでありますので、固定資産税の負担額が1.8倍となる農地の現況につきましては確認させていただきまして、現地調査を行います。

それと遊休農地の金額ということでございますが、先ほど、農業委員会会長の答弁によりますと、町全体の耕作放棄地の面積、田んぼ20万3,851.98平米、畑11万5,647.98平米、合計で31万9,499.96平米とのことでございますので、仮にそれが町全体の耕作放棄地が農業委員会の勧告を受けた場合、田んぼで約24万7,000円の増額、畑で約8万4,000円の増額、町全体の農地合計で約33万1,000円と、仮なのですが、というふうな算出になります。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今の約33万何がしの増額というようなことでは、やはり効果は1.8倍にしても、何だそんな増額にはならないというように思われます。それと、耕作放棄地が逆に農地に戻った場合、この反対ですよね。それで、農業委員会との関係を含めて、税務課としてはどのように処理していくんでしょうか、お聞かせください。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

これは、もし勧告をしたり、しなかったりというふうな状況でということでございましょうか。

石井議員ご存じだと思いますが、固定資産税の評価基準日が、毎年1月1日となっておりますので、評価基準日である1月1日現在での勧告をしたか、または撤回したかという、その時点の状況により評価額が変わるような形でございます。それにつきましては、農業委員会と十分に連携をとりながら、農業委員会からの勧告または撤回などの情報に基づきまして適正な評価をしてまいりたいと思っております。

ちなみに、農業委員会の勧告に基づいた農地が、平成29年1月1日以降の勧告であれば、平成29年度は1.8倍の課税ではなく、平成30年度に1.8倍の課税となるというふうな状況でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 税務課では、やはりきちんとした公平、平等という原則にのって適正な課税をお願いいたします。ありがとうございました。

次に、町道104号ホクサ茨城工場前の拡幅用地について。

平成27年6月5日、第2回議会定例会の一般質問で、ホクサ茨城工場前が狭く、八幡台への出入り口でもあり非常に危ないので、何とか拡幅できないかと伺いました。

答弁では、用地を使用している占有者の方の協力を得られなければ拡幅できないとのことでした。1年経過し、ホクサ工場の社長との話し合いの経過についてお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

占有者との話し合いの経過ということでございますけれども、役場東側の町道104号線の拡幅につきましては、これまでに3回、占有者との協議をさせていただいております。その折に、町の管理となっている経緯等についてお話をし、ご協力お願いしているところでございます。また、この際に、現状のままでも、現在の出入り口の位置を変更していただき、設置されている自動販売機、エアコンの室外機等を移動していただくことにより、道路敷地の有効利用が図れることを提案させていただいております。

しかしながら、現在は、出入り口の変更についても、経費等の面でなかなか難しいとのことでございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今の答弁を聞くと、出入り口があって難しいというようなことではありますが……続けますね、利根町布川字城山下863番2、171平方メートルは、所有者は内務省、管理は町に移管されております。この土地には、今、町長が言われましたように、自動販売機1台、クーラーの室外機3台、下げも出してあり、工場用地として使用されている。所有者である国、また町が占有を認めている根拠についてお聞かせください。



○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

国または町が占有を認めている根拠についてのご質問でございますが、国また町が許可をしておりませんので、占有については町としては認めておりません。

今後も、町としては、道路拡幅に向けて、さらに占有者との協議を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 占有を認めていない、今の答弁を聞くと認めていない。全く進展はしていない。これから、この問題をどう進めていくんでしょうか。ただ、何回話しても、この土地は、何十年も無断で、要するに使用しているわけですよ。固定資産税は課税されない。ホクサ工場さんにとっては、これ以上いいことはないんですよ、払わなくても何十年も使っているわけ。これから先もこのまま放置しておくのでしょうか、その辺はいかがですか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、お答えをいたします。

ただいまの石井議員のご質問でございますけれども、先ほども町長からありましたとおり、私ども、工場長及び社長さん、並びに会社の方々と、先ほど町長が申しましたとおり、社長とは3回、それから工場長と1回、それから電話は3回ほどさせていただいております。しかしながら、なかなか話が進展しないというのが現状でございます。今後も、さらなる拡幅に向けて努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 努力する、努力する、それはそれでいいんですけれども、本来、町がもっと早いうちに解決すべきであった問題であると思うのです。最終的には、最高責任者である町長が、ホクサ工場の社長と直接行き会って、一日も早く解決していただきたいというように思います。いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私も社長と直接、1回だけ行き会いましたけれども、行き会いたく鬼澤課長のほうから電話をさせているのですよ。ところが、連絡がとれないというようなことでありますので、こっちから何月何日、何時何分に電話しましたよ、それもこちらで記入しておきなさいよと、そこまで徹底して先々のことを考えてやっているところでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 人は、電話ではなくて、会って直接話をするのが一番いい方法かなと私は思うのですけれども。一日も早くあの道路を真っすぐにしていただくように

お願いしたいと思います。

それと、役場の北側車庫の斜面の下にも、クーラーの室外機が2台置いてあります。これは町の土地だと思うのですけれども、これも無断で置いてあるのでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） それでは、ただいまの質問でございますが、役場北側ホクサ工場のところのエアコンの室外機2機につきましては、行政財産の使用申請が出ております。これに基づきまして、町といたしましては使用許可を出しております。使用許可につきましては、1年更新で有料ということで、それ以上の詳細につきましては資料を持っていないので、これで答弁とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ですから、このようにきちんとやっておくべきだと思うのですよ。もう国のものでも使えばずっと使えると、これずっと直らないでしょう、私はそう思いますよ。何とかよほど努力するといっても、片方がどかないからしょうがないや、そんな話では真っすぐにならないでしょうね。これでこれは終わります。

続いて、中学生の自転車通学について。

自転車通学は何人おりますか、自転車通学の指導はどのように行っておりますか、過去に自転車通学による事故等ありましたか。日が短くなると、下校時において生徒の服装が黒っぽいと、運転手は非常に見づらいという声があります。現在の1、2年生は、全体が光るヘルメットを使用しております。生徒の安全を守るため、さらに反射板たすきをつけるということで事故が少しでも防げればと思います。

卒業後のヘルメットは、どのように活用されていると思いますか。ヘルメットは卒業時に返却し、消毒、整備等をし、再利用することで経費削減が図れると考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

中学生の自転車通学について、自転車で通学している生徒は何人いるかのご質問ですが、平成28年5月1日現在では、利根中学校の生徒数は、全学年で354名、自転車通学は、部活動等でも利用しますので関係のある全員に許可をしております。

ふだん自転車の利用につきましては、徒歩、もえぎ野団地の近くのほうですね、徒歩で来る子が全学年で2名程度でございます。天候によっては、車で保護者の方が送迎される場合もありますが、そのほかの生徒は自転車で通学している状況でございます。

次に、自転車通学の指導はどのように行っているかというご質問でございますが、交通安全教室につきましては、小学校において、3年生から6年生まで、毎年1回、年度初めに、取手地区交通安全指導員と利根町の交通安全指導隊のご協力により、自転車の乗り方教室を行っております。

中学生に対しましては、先生方が、校門や道路において、下校中の生徒の左側通行の遵守や並列走行の禁止及び道路を横断するときの安全確認の実施を基本として指導しております。各学期初めには、先生方による指導のほかに、交通安全指導隊の方が交差点で立哨されており、小中学生ともにご指導をいただいております。

3番目としまして、過去には、自転車通学による事故等があったかというご質問でございます。過去5年間、今から5年間につきましては、自転車通学による報告は受けておりません。

そして、4番目の生徒の安全性を高めるためのヘルメットのほかに、反射板のたすきをつけたらどうかというご質問でございますが、卒業後ヘルメットはどのように活用しているか、再利用して経費節減してはという、あわせてのご質問でございますが、石井議員のご指摘のとおり、現在の1、2年生につきましては、全面反射型のヘルメットを購入しており、ヘルメット全体が反射するため、遠方からでも確認しやすくなっております。夕暮れから夜間にかけて自転車に乗る場合でも、事故を未然に防ぐための安全対策として効果が期待できるのではないかなと思います。

3年生につきましては、仕様は異なりますが、ヘルメットに反射するラインが入っているほか、黄色い反射板と反射シールをつけて、安全に自転車通学ができるように対処しております。さらに、反射板のたすきをつけたらどうかのことでございますが、学校とも協議しまして、今後できるだけ着用するよう働きかけをしていきたいと考えております。

また、卒業後のヘルメットについてですが、一般財団法人製品安全協会が定めているSG基準に適合したSGマークがついているヘルメットの場合は、万が一、製品の欠陥によりけがをした場合でも対人賠償保険が適用されますが、有効期限が購入日より3年となっております。また、ヘルメットの材質がABS製となっております。プラスチックに近い材質で耐衝撃性などの強度が高い製品ですが、日本ヘルメット工業会の保護帽の取り扱いマニュアルによりますと、耐用年数が3年となっておりますので、安全性から考えますと、通学用としての再利用は考えていない次第でございます。

先ほど説明いたしました現物でございますが、これが現在の1、2年生が使われているヘルメットでございます。これは、ライトとかが当たると全面的に反射してわかるというものでございます。3年生はちょっと前に購入したものですので、脇に反射板、テープが巻かれておりますので、これに当たると反射して確認できると。これは3年間使ったものでございます。丁寧に使われているかなと思いますけれども、もっと雑な使い方をすると、ぼろぼろになったりということがございます。SGマークというのが入っておりまして、これは購入の日から3年間は、何か事故とかあった場合は保証がきくのですが、3年以上過ぎてしまうと保証がきかないというのが現状であります。

以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ありがとうございます。それで、今の自転車通学の指導、生徒が事故に遭う場合ではなくて、自分で事故を起こす場合だってあるわけですよ。その辺について十分に指導をしていただきたいというように思います。

それに、ヘルメットの耐用年数、それは3年だということを知りませんでした。耐用年数3年であっても、今見せていただくと十分に使用は可能です。無償で支給しているから、これをどう使用してくれというのは難しい問題かなと。ただ、28年度の予算で72万6,000円計上されております。この金額がいつもいつも毎年毎年なくなっていくとなると、何かに再利用できないかなと。例えば、防災のために利用するとか、備蓄しなさいよ、地震のときには2日間ぐらい食料を備蓄しなさいよというように、こういうやつも使える範囲で使っていただきたいなというように思うわけですよ。ワンガリ・マータイさんの言葉をかりれば、もったいない、この一言ですよ。その辺を十分に酌んでいただいて、物を大切にするとということを再認識する必要があるのではないだろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、最初の、自転車に乗っている子供たちが被害者ではなく加害者になるというふうなことで、前回もご質問いただいた部分がございますが、このことについては、保険対応等も含めまして、保護者の方に協力をいただけるよう、学校を通じて自転車でも保険に入って、加害者になる場合があるんだということを十分保護者の方に認識していただいて保険等に入るように勧めている次第でございます。

非常に最近の状況を見まして、小学生が、遊んでいる子供の中に突っ込んでしまっけがをさせてしまって、大きな損害賠償を受けたというような事例もございますので、これは本当にゆゆしいことでございますので、保護者を通じて保険に入るとことは必要だと思っておりますので、働きかけを進めていきたいなというふうに思います。

また、石井議員のおっしゃるとおり、近隣の市町村で、ヘルメットの無償化をしているのは利根町だけなんです。非常にこれはありがたいことかなと思うんですが、調べた状況でございますと、半分の費用を負担しているのが守谷市と稲敷市、そのほか近隣で龍ヶ崎、取手、牛久、河内町等は全額自己負担。利根町では、本当に手厚い子育てを考えた、このヘルメットを無償で配っているということは非常に素晴らしいことであると思っております。

ただ、おっしゃいましたように、3年間で卒業したらそれを何に使うかという、個人に与えたものですから、その先については、こちらでもどうのこうのと言えませんが、もったいない、これは当然かなと思っておりますので、家庭に呼びかけをして、私の考えとしての万が一の場合、地震等の災害があった場合、ただ、机の下にもぐるだけではなくて、このヘルメットの活用はできると思うんです。ただ防空頭巾じゃないですけども、何もかぶらないよりは効果もあるだろうし、家庭での活用に心がけていただけるように働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ありがとうございます。教育長は、前向きの答弁で、非常にありがたく思っております。利根町の子育てというような県下一というような看板をかけているわけですから、そのように、利根町が非常に恵まれているというようなことで、安心して、人口が一つでもふえるように期待して質問を終わります。

○議長（井原正光君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

---

午後2時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 3番通告、11番五十嵐辰雄でございます。

1番ですが、障害者差別解消法について質問をいたします。

この法律の名称につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律です。この法によりまして、実施すべき市町村の業務についてお尋ねします。

平成28年第1回議会定例会で、町長から施政方針について示されました。その中で、「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」をつくることを掲げ、目標に向かい、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、平成27年度の1年間をかけまして策定し、その概要版をこの4月に全戸に配付になりました。これにつきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画達成の重要な戦略期間と定め、目標達成を非常に息の長い平成72年度の45年間を対象期間としています。

政府としましては、さきに申し上げました、まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、国民一人一人が輝ける一億総活躍社会の実現をするため、若者、高齢者、女性、男性、障害のある方、一度失敗を経験した方も、一人一人が家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいの持てる社会の実現を目指すと提言されています。5月にニッポン一億総活躍プランを取りまとめ、成長と分配の好循環を生み出すと、このような期待の持てる政策に乗りおけないように、利根町としても先を越して先駆的な施策を実行してください。

いろいろな施策を実行するための法整備として、障害者差別解消法は、平成25年6月に成立し、法の趣旨を国民全部に周知するための相当期間を要し、やっこの平成28年、約3年を経過して4月1日に施行されました。これにつきましては、役場の玄関ホール、現在は、福祉課の出入り口にも、内閣府でつくりました大きなポスターを掲げております。福祉課に来る方、役場に来る方が目に触れるところに掲げてあります。役場職員も十分に

このポスターを見てご案内と思います。

この法律は、障害のある方も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指します。次のことを質問します。

(1) ですが、この障害者差別解消法は、全国の市町村に対し、自治体内で暮らす障害者らに意見を聞いた上で対応要領を策定すると、このように国のほうでは、法により義務づけられております。町の対応要領策定状況についてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

町の対応要領の策定状況についてでございますが、障害者差別解消法においては、地方公共団体ごとに職員が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を策定するよう努めることになっております。

町の対応要領の策定状況としましては、現時点では、福祉課で案を作成している段階でございます。差別を解消するための地域におけるネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を自治体ごとに設置できることになっておりますが、町では、既存の利根町地域自立支援協議会において、その機能を兼ねることとして、平成28年4月1日付で設置をしております。その委員さん方には全て了解済みでございます。

策定に向けてのスケジュールでございますが、協議会の開催を7月に予定しております。そこで、現在作成中の案をもとに協議を行い策定する予定となっております。策定が終了次第、広報紙やホームページ、掲示物等で速やかに公表したいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ですから、4月1日施行ですね、法が公布してから3年くらいかかります。大分時間はたってますね。もう既に機能してもいいと思うんですよね。それで今、新聞報道によりますと、全国で4月1日現在で、策定済みの市町村は、約18%から20%であるとなっております。

もう既に、対応が早いところは、この仕事を開始しておりますね。それから、せっかくつくっても魂が入らないと、やはり法をつくっても機能しませんね。今度の立法については、新しく地方公共団体の中では、職員さんとか何かについて、実態を把握して新しい魂を入れると、そうなっておりますけれども、既存のそういった協議会を惰性でいってはいまざいと思うんです。その点、法についての魂はどのくらい入ってますか、担当課長に伺います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

法律のほうでは、協議会のメンバーなのですからけれども、こちらにつきましては、既存の協議会を利用するということになっておりますので、その辺に基づきまして、町といたしましても兼ねるといって設置をしております。また、そのメンバーの方ですからけれども、現在、国のほうで協議会のメンバーを予定しております委員さんですね、そちらの委員さんの方と同じ方たちがメンバーで入っておりますので、そういう形で、町といたしまして、今の自立支援協議会の委員さんをお願いしたというような状況でございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長の、役場の業務は、日常、通常の福祉課の業務あるいは協議会の業務と両方並行しているんですね。仕事を2分割して、協議会、協議会と役場の仕事は仕事、こういう平行線ではまずいんだよね。日常的な業務、それについて、法についての第5条について、非常に難解な言葉がたくさんあります。難解な言葉をよく立法の精神を理解しないと、せっかくつくってもうまく機能しませんね。そこで、第5条にあります、合理的配慮に関する環境整備、環境整備が一番大事でございます。これについては、立法の精神としては、どのように国のほうでは解釈しておりますか。具体的な事例を参考にして、すでに準備作業ですから、相当この法文についても読解して熟知し、理解していると思うのです。この法の精神を理解しないと幾ら時間かけてもいいのはできませんけれども、読解力、精神的読解力について、新人の福祉課長にお尋ねします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

ただいまの合理的な配慮に関する環境の整備につきまして、どのように整備するのかということですね。法の第5条におきまして、どのように考えているかということであると思います。これは、第5条におきまして、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備ということになってございます。

こちらにつきましては、短く言いますと建築物ですね、こちらのバリアフリー化に関すること、または職員に対する障害、特性の理解の研修という形で環境整備を図っていくということでございます。

あと、町といたしましても、不当な差別的取り扱いを禁止しまして、合理的配慮の提供を行うということで環境を整備するということですので、まず、第一にこちらにつきまして、どちらかというソフト面、ハード面これ両方あるかと思うのです。それで、まず、福祉課のほうといたしましては、一つ目に、事案が発生した際に、相談することのできる窓口の設置。二つ目に、差別解消に向けた地域の体制づくりの基盤となるネットワークとしての障害者差別解消支援地域協議会の設置。三つ目といたしまして、職員の対応の手引きとなる対応要領の策定を行うということで、今現在につきましては、相談窓口、協議会の設置ということで、こちらにつきましては、28年の4月1日に設置をしている状況でござ

ございます。

また、対応要領につきましては、先ほど町長のほうからも答弁がございましたとおり、福祉課で案を作成中でございます。その案を7月開催予定の協議会において作成する予定となっておりますので、協議会の方にはご協力を願いたいと、このように思っております。

どちらかという、福祉課ですので、ハードよりソフトという形でなろうかと思っておりますけれども、合理的配慮という一つの例になろうかと思っておりますけれども、体が不自由な方につきまして、入り口の近い席での対応をしております。また、そこで読み上げ、または、手続きによっては代筆なども対応を行っているという状況でございます。

また、役場の庁舎内におきましては、以前、筆談用ボードを各課に設置しております。それで、出先の機関にも設置はしておるんですけども、ないところも幾つかございまして、そちらにおきましては、紙で筆談を行っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今現在の福祉課長の取り組みが、熱のこもった、血の通った福祉行政と思います。

では、もう一つ、法の根幹をなす第7条ですが、これについても、非常に法文が解釈が難解でございます。これについても、福祉課のほうの第7条の解釈についてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えをいたします。

7条でございますけれども、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止ということでございます。こちらにつきましては、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を指しますけれども、こちらにつきましては、要領を策定する中におきましても、職員の意識の徹底ということが重要になってくるかと思っております。

また、こちらで対応要領の中で、職員が守るべき規則となる要領でございますけれども、不当な差別の取り扱い禁止に関する事項につきまして具体例を挙げ、職員が職務に当たる上で参考にできるような実用性のある要領を作成してまいりたいと、このように思っております。また、職員の研修などを通して、職員全体の対応力の向上に努めてまいりたいというふうに考えています。

また、こちらの具体例でございますけれども、まず、一つ目には、障害があることを理由に窓口対応を拒否するというようなこと、または、これは事業者等によるものですが、お店などに行ったときに、保護者の方、介助者の方が一緒にいないとお店に入れないということもございます。また、もう一つ、学校の受験、入学、これを拒否するというようなことも差別的な取り扱いというようなことに当たるかと思っております。



また、こちらにつきましては、いろいろと多岐にわたることでもございますので、皆さんの意見を聞きながら、対応要領のほうに具体例のほうを規定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、通告の（2）ですが社会一般には、障害者というのは障害者の手帳を持った人、そういう解釈があるんですけども、この場合、障害を持っている方というのは、その、なんですかね。手帳の保持というのは、何級とかそういった条件というのはありましようか、どうか。その点お尋ねします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、障害を持っている人が対象になるかということでございます。こちらにつきましては、対象となる障害者の定義につきまして、国が公表しております、障害を理由とする差別の解消の推進に関する方針、基本方針ですか、それに記載されております、身体障害、知的障害、発達障害、または高次脳機能障害を含みます精神障害、または、その他心身の機能の障害のある方、障害及び社会的な障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるという状態にある方となっております。

このようなことで、対象となる障害者の方とは、障害者手帳の有無にかかわらず、心身の機能や社会的な障壁により、継続して相当な生活のしづらさのある方全員ということになります。

また、この中に、難病の方、または障害児の方も対象となるわけでございます。こちらの方につきましても、心身の機能や社会的な障壁により、継続しての相当な生活のしづらさがあるというような方が対象となります。

あとは、障害者の方の等級がある方ということなのですが、身体障害者の方は、1級から7級までの方が対象になるかと思えます。また、療育手帳をお持ちの方、こちらは1級から3級となり、また、その中でA1からB2の区分の方もございますし、またマルAからマルCというような方も対象となっております。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） どうもありがとうございました。

次に今度は通告の2番にまいります。空き家対策の取り組みについてお尋ねします。

空き家対策特別措置法が平成27年5月に施行されました。私は、平成27年第3回議会定例会に質問いたしました。その会議録によりますと、担当課によると、空き家を調査する方法は、平成27年8月17日に各区長に調査依頼をしております。各区の中で、空き家と思われる物件の調査票の作成を行っていただいているところです。これは、去年の8月で、

27年の3回定例会だね。区長からは、9月いっぱいまでに情報の提供、空き家の提供を受け、その後、1軒1軒、職員による現地調査を行いますと。写真を撮って、どういう状態になっているか細かく調査し、これが当時の会議録によりますと、課長の答弁です。

そこで、次の点を質問いたします。

この調査結果に基づく空き家の現状把握は、どのような数値でしょうか、お尋ねします。

平成28年度も6月となり、もう3月から見るとふた月が経過しております。現在、担当課といたしましては、空き家対策をどのように進めていますか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

調査結果に基づく空き家の現状把握、それと空き家対策についてというご質問でございますが、平成27年度に各地区の区長さん方に協力をいただき、空き家の実態調査を実施しました。

各区からの報告件数は、合計365軒、環境対策課で報告件数全てを調査した結果、344軒の空き家が確認できました。その中には、業者に管理をお願いし、適切に管理している空き家が23軒ありましたので、残り321軒が個人管理の空き家となります。

また、321軒の中では、周辺の建物や通行人等に対して危険度の高い、切迫性がある空き家は確認されませんでした。樹木が隣の敷地や道路等を覆っているものや屋根の一部が破損しているなどの管理不十分と思われる空き家が23軒ありました。

以上が昨年度実施しました調査の結果でございます。

次に、対策としましては、ことし9月の定例議会に、利根町空き家等対策協議会条例を上程する予定です。条例が制定されましたら、協議会の中で、空き家等対策計画の作成や特定空き家等に対する措置の方針に関することを協議し、対策を講ずる予定となっております。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今までも、私も何回もこれについては質問いたしましたけれども、町長の答弁ですと、法ができて法によって対応すると、町単独では条例の制定はありませんと。町長がどこかで気が変わって、新しい解釈によって、法によって今度は条例をつくると。前は、町長は条例は制定しませんということで何度も否定しておりました。なぜ、町長は、ここで急に方向転換して、新しい解釈で条例制定のほうに傾聴したのでしょうか、その点の気持ちをお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 前の議会で、上位法ができたので、国の上位法に沿って対応するというのを答弁しておりますが、町単独の条例をつくるといういきさつについては、担当課のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答え申し上げます。

空き家等対策推進に関する特別措置法の第6条、そちらに空き家等に関する対策と計画を定めることができるというような形で記載されております。それで、第7条で、空き家対策の計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議を行うために、協議会を組織することができるということで規定されております。その関係で、その二つの規定に基づきまして、ことしの9月の定例会に、利根町空き家対策協議会条例を上程する予定でございます。以上でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長、では協議会をつくるために条例を制定するんでしょうかね。これは空き家等があって対策法には、条例制定ということまで書いてないんですよ。やっぱり条例でなくても、もっと段階を下げて、やっぱり上位法があれば要綱とか要領でも十分に対応できると思うのですが。条例までいかななくてもその下の段階でも十分に規則と規約でも、規則でもできると思うんですけども、その点の考え、どうですかね。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

条例ではなくて規則でもいいのではないかとということだと思っておりますけれども、空き家対策に関しては、結構重いものがございます、規則よりもその1個上の条例がいいのではないかとと思ひまして条例といたしました。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） きょうは、最初から法第何条とか、その法についてご質問したけれども、これも法について伺いますけれども、空き家対策特別措置法について、空き家の定義はどんなふうに法では定めていますか、空き家の定義です。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

空き家の定義ということでございますが、法の第2条に定めてございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） よくね、勘違いしますけれども、町を歩いて、町内ですね、居住用住宅ですよ。人が住んでいる住宅、居住用住宅以外にも、空き家等の対策の法の網かぶっているんですよ。その点よくご案内と思うんですが、こうありますよ、法第2条には、この法律において空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木、その他の土

地に定着するものを含む、こうなっているんですよ。ですから、人が住んだことがあるような居住用住宅、そのほかにも立木、一般的な工作物、それから物置とか、いろいろありますけれども、それを総体的にその敷地にあるものですね、環境の悪化するような常態が、「じょう」はいつもの常態ですね、これがある場合には空き家と解釈されるんですよ。ですから、空き家対策措置法の範囲に入るんですよ。それについての担当課でもこのような私と同じようなご認識がよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、私のほうから答弁します。

特定空き家の定義ということを具体的に申しますと、1番目に、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2番目に、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3番目に、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4番目に、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。具体的にいうと、そのような状態でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そこで、空き家等ですが、これは、民間の所有の、民間ですよ。民間所有の建築物、工作物ですね。あとは、公共団体、国または地方公共団体が所有するもの、これも空き家対策の範囲に入りましょうか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しました第2条のところの部分なんですけれども、ただし書きがございまして、そこでは、国または地方公共団体が所有する、または管理するものは除くとなっております。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、これについて質問いたします。

これは、ことしの2月19日です。このようなメールがありました。午後7時3分ですね。こちらは稲敷広域消防本部です。ただいま、ただいまですよ。7時3分ですね。立木100番地、これ、100だから番地だから宅地だよ。番地がついているから宅地ですよ。立木の100番地。もえぎ野台東公園、東南東59メートル、建物火災が発生しました。この建物ですが、これは、空き家対策特別措置法の範囲に入りましょうかね。この建物の管理はどうなっていますか。これ空き家ですからね、空き家の状態なんですよ。これ関係する課において、ご答弁ください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、お答えいたします。

ただいま、ご指摘のあった建物につきましては、所有は利根町になってございます。28

年の2月19日、この建物におきまして火災が発生しております。発生の状況といたしましては、こちらももとはマッシュルームの栽培の工場ということでつくられておりまして、その出荷調整室及び出荷の資材置き場、北側の壁際、こちらが焼けたというような状況でございます。

それから先ほどの空き家に当たるかということでございますけれども、先ほど、環境対策課長が答えたとおり、公共施設は空き家に当たらないということでございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 今の関連しますけれども、経済課長が答弁したんですから、管理は行政財産として経済課のほうの管理でしょうか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） 今の建物につきましては、経済課が管理ということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） この建物管理ですが、もし、経済課のほうで民間の業者に管理を委託した場合は、これは民法に規定している善管注意義務という民法の規定が適用されますね、当然これは。使用貸借の契約、賃貸借でも、指定管理者でも。全部管理契約については、民法に規定する善管注意義務という規定が必ずありますね。ここで、申し上げることもないのですが、それと担当課では、町所有は空き家対策関係ないんだから、ただ放置していればいいと、相当な労力を使って、建物を定期的に巡回して、管理簿などは記載してあると思うんですね。これは、火災によってそのまま公共財が棄損したわけだよ。これ、民間なら相当大騒ぎしますけれども、公共団体の場合は、どうしても管理体制が不十分だから、空き家対策措置法に関係ないんだから、空き家ではないんですけれども、管理を十分に、自然発火とか何かしないように、常時担当課で巡回して、管理記録簿というのは作成して、財産管理課長の決裁は、もらってあると思うのですが、そういう管理体制の事務的整理はどうなっているんでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体的な公共財産の管理ということでお答えいたしますと、各課において管理している財産が相当ございます。建物、土地、それと樹木であるとかいろいろありますけれども、これらにつきましては、できるだけ安全、周りの環境に悪影響を与えないような形での管理をお願いしているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 次の通告にまいります、最後でございます。これも、空き家管理に若干関係しますので、また、繰り返しになると思いますが、これは平成28年

度の予算について関係します。公共施設等総合管理計画策定業務委託でございますが、平成28年度当初予算において、利根町固定資産台帳整備に1,043万円及び公共施設総合管理計画策定に577万円、合計で1,620万円の予算を計上しております。

次のことを質問いたします。ただいま、企画財政課長の答弁ですと、町には相当な公共財産ありますけれども、それを今度集中管理、データベース化して管理すると思うのですが、今の状態ですと、きのこ工場については、まだそういった管理体制の不十分さがあると思うのですけれども、今度はしっかりデータベース化して、定期的に整備とか巡回、漏れないようにひとつ心がけてください。町の公共財ですから、大事にして、自然発火して、町の公共財産が幾ら古くても、新しくても棄損しないように十分な配慮をお願いいたします。

各課連携して、学校については、教育財産、教育委員会ね、これは議会の議決をいただいている財産もあると思うのですが、ですから全て町の財産、先ほども石井議員がおっしゃったと思うんです。やっぱりしっかり町の財産管理をガードを固めて全庁的に取り組めば必ず難問も解決できます。石井議員が質問したんですけれども、町の対応も弱いですよ。町民の利便性を考えればもっと熱を入れて再三やれば良いと思うんですよね。多少無理しても通れるからいいというのはないと思うんですよね。ちょっと余談ですけども。

そこで、この（１）のほうですが、公共施設等総合管理計画策定業務委託の内容ですが、それから（２）ですが、公共施設等管理計画策定業務委託の委託以前の現在の公共財産の管理状況、管理業務を委託して、そういった委託業者がいなくても利根町が合併してからずっとたっていますけれども、現在の公共施設の、公共財産の管理、どのような体制で全て管理してますか、業務委託の内容と関連しますけれども、現在は、管理の記録とか何かはどのような状態に保管しておりますか。（１）、（２）を総合的にあわせて質問いたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画策定業務委託の内容ということでございますが、公共施設等総合管理計画は、町が保有する公共施設等の現況と将来の更新費用を一元的に把握することにより、長寿命化等の更新費用の縮減、平準化等を図り、財政健全化に資することを目的に策定するものでございます。

業務委託としました計画の内容でございますが、まず、公共施設等の現況及び将来の見通しとして、老朽化や利用状況を把握し、中長期的な維持管理費等の経費の見込みを算出いたします。さらに、これらを踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、維持管理、修繕・更新の実施方法、長寿命化の実施方法、統合や廃止の実施方法、総合的、計画的な管理の推進体制などが委託した計画の内容となります。

対象施設としましては、公共施設50施設、約85棟。インフラ資産、道路約334キロメー

トル、橋梁169カ所、キロ数にすると橋の場合は0.8キロメートル。下水道管渠約98キロメートル、雨水路約22キロメートル。そのほか、土地、機械器具、物品、リース資産等でございます。

現在の管理体制はどのように行っていますかということでございますが、建物につきましては、庁舎が企画財政課、学校施設が学校教育課、生涯学習センターや公民館等を生涯学習課が管理しております。また、道路や下水道施設等のインフラ施設は都市建設課が管理しております。

参考といたしまして、公共施設等の管理状況、企画財政課が庁舎、三番割地域活動センター、（旧）日本青年協会利根研修所。学校教育課が文小学校、文間小学校、布川小学校、利根中学校。生涯学習課が生涯学習センター、公民館、図書館、布川地区コミュニティセンター、歴史民俗資料館、赤松宗旦の生家、柳田國男記念公苑。保健福祉センターが保健福祉センター、すこやか交流センター。経済課が文間地区農村集落センター、利根東部農村集落センター、農林業近代化施設、自家生産物共同加工施設。国保診療所が国保診療所。総務課が消防機庫。福祉課がとねふれあいワークス。都市建設課が道路、下水道、公園等となっております。

以上です。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 終わりです。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あす6月10日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時41分散会